

## 【農地法第4・5条転用許可の可能性を相談する場合に必要な書類】

◎相談受付：随時(土・日・祝日を除く開庁時間内)。なお、受付期間内(毎月20～24日)は大変混雑しますので、できるだけお避けください。

◎相談前にご確認ください

①農用地区域内の農地ですか？(必須)⇒農政課(7階)

※農用地区域内の農地の転用は原則不許可です。

②埋蔵文化財の有無(必須)⇒生涯学習課(7階)

③転用地は道路や水路に接していますか？(道路、水路の占用を伴うものを含む)⇒管理課(2階)

④埋め立てを伴いますか？⇒環境保全課(5階)

⑤転用目的は太陽光発電施設ですか？⇒環境保全課(5階)

⑥開発(建築)を伴いますか？⇒都市計画課(6階)

⑦一体地として、山林を転用しますか？⇒みどりと水のまちづくり課(7階)

書 類	備 考
土地の登記事項証明書	・全部事項証明書の写しやインターネット等で確認した登記情報でも可。 ※実際の申請時に添付する場合は、法務局で取得した3か月以内の全部事項証明書に限ります。
位置図	・住宅地図の写し等。 ・申請地は赤線で囲む。
公図の写し	・縮尺600分の1程度。 ※実際の申請時に添付する場合は、申請地に接する土地の地番・地目・地積・土地所有者・耕作者名を記載します。 ・申請地がわかるよう赤線で囲む。
委任状	・代理人に申請手続きを委任している場合、譲受人・譲渡人双方からの委任状を添付。相談時は譲渡人の委任状のみでも可。

※添付できない場合は相談して下さい

注意事項：本相談はあくまで農地転用許可の可能性について、相談時に提出された書類に基づいて判断するものであり、実際の申請に際し許可を保証するものではありません。上記以外に参考となる書類をお持ちいただければ、より詳しい相談ができます。